

平成22年国勢調査の実施方法等のポイント

平成22年国勢調査は、前回(平成17年)国勢調査の実施状況、統計委員会の答申、地方公共団体及び外部知見等を踏まえた検討、3回にわたる試験調査の实地検証の結果などを踏まえて実施方法等の決定に至りました。

その実施方法等の主なポイントは、次のとおりです。

1 調査方法面

個人情報保護意識の高まりや不在世帯の増加などから、調査員の事務負担を勘案しつつ、正確かつ円滑な調査の実施を図るため、次のような複数の調査票の提出方式を導入します。

・封入提出方式の全面導入

平成22年国勢調査では、世帯の個人情報保護意識の高まりにより、調査票の回収時に記入内容を調査員に見られたくないと考える世帯が増えたため、すべての世帯が調査票を封筒に入れて提出する方式を導入します。

・郵送提出方式の導入

単身世帯や共働き世帯などの不在世帯の増加により、調査員が訪問しても面会できない世帯が増えてきたことを踏まえ、調査員に提出する方法のほか、郵送による提出方式を導入します。なお、調査票の提出方法は、世帯が選択します。

・モデル地域におけるインターネット回答方式の導入

近年のインターネットの急速な普及を踏まえ、一部のモデル地域においてインターネットによる回答方式を導入します。インターネット回答方式は、利便性が高く、入力された回答がコンピュータ上で即時にチェックできることから正確性の向上につながる一方、システムダウンのリスクやパスワードの厳格な管理など、多くの課題もあることから、一部のモデル地域で先行的に導入します。

・行政資料の活用及び関係者への質問等による精度確保

精度の高い結果を得るためには、市町村における審査が重要になることから、調査票の記入内容の補完に際して、住民基本台帳等の行政記録を利用することとしています。また、市町村の行政記録を活用しても、なお調査票の記入内容の補完ができない場合は、統計法第15条に基づき、マンション管理会社などの関係者に質問し、補完することとしています。

2 調査事項面

調査事項については、「人口・世帯の基本となる統計」、「ニーズへの対応」、「重要課題に対する施策の基礎となる統計」及び「国民負担への配慮」の各視点からの検討を踏まえて選定しました。

・「雇われている人」の非正規雇用の状況のよりの確な把握

- ・人口移動に関する統計の充実

3 調査事務面

調査方法の変更に伴い、調査員・指導員・市町村の事務を再構築し、特に、郵送提出調査票の回収状況の把握及び調査票未提出世帯の特定などの事務の輻輳に伴う市町村事務の負担軽減を図る一方で、調査員指導など実査業務への対応の充実を図るための措置を整備します。

- ・国一括のコールセンターの設置
- ・産業大分類の格付事務を独立行政法人統計センターに一元化

4 集計提供面

調査の結果は、我が国の重要課題として直面する各種施策の基盤情報を提供します。また、使いやすい形での統計の公表・提供を推進します。

- ・我が国の社会経済の実態を一層的確に把握する結果集計の拡充
- ・ICTを活用した公表・提供の推進

5 その他

調査の関係者との連携・協力を図り、世帯にとって調査票が記入しやすく、提出のしやすい環境で、調査員にとってもより良い調査環境の下で調査を円滑に行う方策を推進します。

- ・協力者会議などを通じた調査環境の整備
- ・調査関係者の守秘義務とともに、調査対象者の報告義務の広報を強化
- ・調査員の身分証明の強化策として調査員証への写真掲載